

新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育活動安全対策（ガイドライン）Ver.5

（注）下線を付した箇所が追加・修正部分です。

基本的な感染症対策の徹底（教職員・児童・家庭共通）

- ・ 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう十分に配慮します。
- ・ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用します。また、近距離での会話や大きな声での会話を避けるよう徹底します。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけます。
- ・ 手洗いやマスク着用、咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底して行います。
なお、登校後や外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後、用具や物品を共用する前後、咳やくしゃみ・鼻をかんだときは必ず手を洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用しません。
- ・ 児童及び教職員の毎朝の検温、授業開始時等健康観察を徹底して行います。

**Ⅰ 教職員の勤務について****（１）健康管理の徹底について**

- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけます。
- ・ 毎朝の検温、健康をチェックし、出勤後、直ちに「職員健康観察簿」に記載し、管理職が確認します。なお、発熱等の風邪症状が見られる場合や、倦怠感や息苦しさがある場合は速やかに管理職に報告し、出勤を控えます。同居する家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合も出勤を控え、学校での感染リスクの軽減を図ります。
- ・ 出勤後に体調が悪くなった場合には、速やかに勤務を離れ帰宅します。
- ・ 身体的距離（1m以上）が十分にとれないときは、鼻と口を覆うマスクを着用し、咳エチケットを徹底します。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなどの対応をします。
- ・ 外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後など、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒をこまめに行います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用しません。

**（２）適切な環境の保持について**

- ・ 教職員の職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際はできるだけ真正面を避けるようにします。また、気候上可能な限り、常時換気を徹底します。換気が難しい場合には、30分に1回以上、窓を全開にします。
- ・ 玄関等に検温・消毒設備（アルコール消毒液など）を設置するとともに多数の者が触れる場所（ドアノブ、受話器等）を中心に定期的な消毒を行います。

（３）学校行事及び教育活動の実施方法の見直し等

学校行事及び教育活動については時間短縮、延期、中止、さらに参加者の制限や適切な実施場所等

十分に検討します。なお、変更については保護者等に連絡し理解・協力を得ます。

2 児童の学校生活について

(1) 登下校について

- ・ 校門や昇降口等での密集が起こらないよう３段階にわたる時差登校を実施します。下校についても密接とならないよう指導します。また、登下校の際は、１列に並び、マスクを着用して会話を控えることを指導します。

(2) 児童の健康管理の徹底について

【マスクの着用】

- ・ 学習活動を行う際には、飛沫拡散防止の観点から原則マスクを着用します。その際、マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させます。

【マスクの取り扱い】

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウィルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

【健康チェック】

- ・ 毎朝、検温、健康チェックを行い個別カードに記入します。登校後、カードを提出し、教職員が確認します。また、毎時間の授業開始時には健康観察を行います。

【こまめな手洗い】

- ・ 登校後や外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後、用具や物品を共用する前後など、こまめに石けんを使用した手洗いを徹底します。
- ・ 全児童が必ず石けんを使用した手洗いをする時間と場所を割り振り１日２回以上は教職員が見届けます。手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして友達と共用しません。

【咳エチケット】

咳が出るときは、ティッシュ、ハンカチや袖で口、鼻を覆うなど、咳エチケットを守ります。

【換気・保湿】

- ・ 可能な限り常時換気を行います。換気が難しい場合には、３０分に１回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします。また、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように児童に暖かい服装を心がけるよう指導します。
- ・ 窓のない部屋は常時入り口を開けておきます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮します。
- ・ エアコンの使用時もこまめに換気を行います。
- ・ 体育館のような広く天井の高い部屋でも換気を行います。また、換気の程度は必要に応じて学校薬剤師に相談します。



3 学校行事及び授業等の学習方法や教育活動などの見直し

(1) 学校行事及び校外学習の見直しについて

- ・ 緊急事態宣言期間中は、児童が学年を超えて一堂に集まって行う行事等は中止します。
- ・ 緊急事態宣言期間後においても、「３つの密」の回避が徹底できない場合は実施しません。なお、実施については、時間短縮、延期、中止等変更することもあります。変更については保護者等に連絡します。また、校外行事については、ガイドラインを作成し遵守したうえで実施します。

(2) 教育活動の見直しについて

- ・ 児童の話し合いや教え合いなどを実施する場合には、一定の距離（1 m以上）を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間などを絞るなどして実施します。
- ・ 各教科等に共通する活動として「児童が長時間、密集または近距離で対面形式となるグループワーク等」及び音読や群読、近距離で一斉に大きな声で話す活動については、緊急事態宣言期間中においては一時的に停止します。
- ・ 「対話的学び」の実現に向けて、適切な感染症対策をとり、感染リスクを減らした上で工夫を講じていきます。
- ・ 指名の際の返事の仕方と必要以上の大きな声での発言について指導します。
- ・ 用具や物品を共用する際は、使用前後に石けんによる手洗いを徹底します。

以下の学習等について、緊急事態宣言期間中には一時的に停止したり、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討したりしていきます。

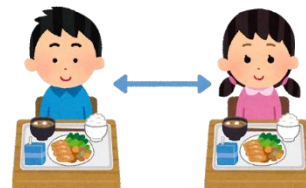
- ① 理科 児童が近距離で活動する実験や観察については、演示や動画の視聴を基本とします。
- ② 音楽 緊急事態宣言期間中においては、室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏を一時的に停止します。その後、歌う際は、音楽用マスクを着用し、人がいる方向に口が向かないようにした上で小さな声で行う等の配慮をします。また、リコーダー、鍵盤ハーモニカを演奏する際には、音楽用マスクを着用し一人一人の間隔を空ける、人がいる方向に口が向かないようにするなど飛沫防止に十分配慮した上で演奏します。さらに演奏する時間は短時間とします。
- ③ 図画工作 緊急事態宣言期間中においては、児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は一時的に停止します。
- ④ 体育 授業を実施する際は次の点に留意します。
 - ・ 可能な限り屋外で実施します。体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けます。
 - ・ 運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないとき、また呼気が激しくならない軽度な運動の際はマスクを着用します。
 - ・ 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動を実施する際は十分な距離をあけます。
 - ・ 手を伸ばしたら届く距離で15分以上接触しないようにします。
 - ・ 向かい合って大声を出すような活動は避けます。
- ⑤ 家庭 緊急事態宣言下において調理実習は実施しません。以降、調理などの実習を計画する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。また、調理台の使用や試食の際は、児童が対面にならないように配置を工夫します。
- ⑥ 生活科・総合的な学習の時間等の校外活動
感染対策を行った上で、活動方法、活動場所、活動内容を変更するなど工夫していきます。
- ⑦ クラブ活動や委員会活動は、通常と比べて接触する人数が増えることから内容を工夫していきます。

【給 食】

- ① 準備は全員マスクを着用し、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぎます。「いただきます」のあいさつまではずしません。
- ② 配食時は、手洗い場の密集を避けつつ、児童全員、石けんによる手洗いを徹底します。
- ③ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある際、配膳当番は行いません。また、配膳当番は確実な手指の洗浄・消毒を行い、給食着着用の有無を担当が点検します。
- ④ 配膳については、児童が担当するものを限定したり、教員が中心に行ったりするなど工夫します。

また、個別の献立は自分が取りに行きます。

- ⑤ 配膳を行う児童及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であることを毎日点検します。
- ⑥ （教職員を含めて全員が正面を向くなどして）全員、対面にならないよう前を向いて食事します。その際は、食事に集中し、会話はしません。食事後にマスクを付けてから会話をします。
- ⑦ 当面歯磨き指導は実施せず、流しの密集を避け、うがいをします。



【清掃活動】

週に3回程度、以下の点に留意し、取り組んでいきます。

- ① 清掃の開始、終了時には、石けんによる手洗いを徹底します。
- ② 床や机、椅子など、通常の清掃活動で対応しますが、トイレや体調不良者が発生した教室、密閉となる場所は清掃せず、教職員が行います。
- ③ マスクを着用し、必要最低限の指示以外の発言はせずに少人数、短時間で終了できるように工夫します。
- ④ 可能な範囲で教室等の入口や窓を開けて行います。
- ⑤ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、水道の蛇口等）は、1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くなど、教職員が消毒します。

4 児童の心のケア等について

- ・ 学校再開後についても、児童の中には、不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童も存在すると考え、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応します。

5 児童が感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合

- ・ 「三芳小危機管理マニュアル『新型コロナウイルス感染者発生時の対応』」に則り、関係機関との連携、感染防止策の実施等を適切に行います。
- ・ 当該児童については出席停止、他の児童について、濃厚接触者にあたると特定された場合も出席停止とします。その際に下記の点について総合的に考慮し、臨時休業を実施するか、感染した児童及び濃厚接触者の出席停止のみとするか、保健所等からの助言を踏まえ、適切に判断します。教職員についても同様の対応をします。
 - ① 当該感染者の症状の有無 ② 学校内における活動の様子 ③ 接触者の数
 - ④ 地域における感染拡大の状況 ⑤ 感染経路の状況 等

6 学校で児童の発熱を確認した場合

- ・ 登校後発熱等の風邪症状が見られる場合には、速やかに保護者に連絡し、症状がなくなるまで自宅で休養してもらいます。保護者が迎えに来るまでの間、他の者との接触を可能な限り避けるため第2保健室を設置し、教職員の見守りの中、待機します。
- ・ 次の症状がある場合には、保護者が「帰国者・接触者相談センター」等に相談し、検査等を実施した

場合は、学校に報告してもらいます。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ② 重症化しやすい場合（※¹）発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある。
※¹ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合。
- ③ 上記以外の場合で、発熱や咳など比較的軽い症状が続く（※²）
※² 症状が4日以上続く場合は必ず相談する。（症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）

「帰国者・接触者相談センター」（朝霞保健所）

TEL 048-461-0468

「県民サポートセンター」＜24時間受付＞

TEL 0570-783-770

- ・ その後、もし感染が確認された場合は、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うことになるので、これに協力します。
- ・ 児童等の中に濃厚接触者が特定された場合には、出席停止の措置を取ります。感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止の措置を取ります。
PCR検査等で陰性になった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除します。教職員についても同様です。
- ・ 自宅で休養する児童の指導要録上の記録については「出席停止・忌引き等の日数」とする。



7 いじめや偏見による誹謗中傷等について

- ・ 児童に対し、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が生じないように、児童の発達の段階に応じて適切に指導します。偏見や差別に対する子供たちの認識等、クラスの実態を踏まえ、必要に応じて道徳や特別活動の一部を利用し、人権感覚育成プログラム（県のHPでダウンロード可能）等を活用した指導の充実を通して、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないように取り組むことで人権感覚を身に付け、人権への配慮や態度が行動に現れるよう人権教育の充実に努めます。また、家庭での指導を啓発します。

＜人権感覚育成プログラムのページ例＞

- ・ 人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集 P.222～P.227「安心クラスをつくろう」
- ・ 人権感覚育成プログラム（学校教育編）P.145～P.152「少数派の気持ちは？」
- ・ 人権感覚育成プログラム（学校教育編）P.103～P.108「シールで仲間」

※ それぞれのプログラムを活用するにあたり、「偏見や差別」というねらいを明確にして実践することが重要である。

- ・ いじめが発生した場合には速やかに組織として対応し、事実を適切に記録に残すとともに、指導下の見届けを行います。

8 外部からの来校者の制限について

- ・ 感染拡大防止のため、保護者や地域の皆様、ゲストティーチャー、ボランティアの皆様等の来校を制限いたします。諸事情により、外部の来校者を迎える場合は、マスクの着用、手洗いを徹底します。
- ・ 来校者には、氏名や来校時間、連絡先等を記入してもらいます（除郵便、宅配、納品等）。また、記録簿は適切に管理します。

- ・ 業者については、全て職員玄関で対応します。
- ・ 教育相談や児童の送迎など、保護者が来校する場合は必ずマスクを着用してもらいます。

9 家庭における感染防止対策について（保護者の方へのお願い）

- ・ 規則正しい生活習慣を徹底してください。
- ・ 毎朝、必ず検温、体調の様子等健康観察をお願いします。発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校を控えてください。その際には必ず学校にご連絡ください。「出席停止」扱いとなります。

【参考】 以下の理由による欠席についても「出席停止」とします。

- ①医療的ケアが日常的に必要な児童
- ②基礎的疾患等のある児童
- ③感染症予防のために保護者判断による欠席をする児童
- ・ 学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った場合は、以下の表を参考に報告します。

事 由	出席停止報告の区分 (学校→市町村教委→教育事務所・保健所)
児童自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛 (地域の感染レベル：レベル2、レベル3)	

- ・ 3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅するようにお願いします。また、外出する場合でも人数や時間を最小限にしてください。
- ・ 多人数での会食等の自粛をお願いします。